

一般財団法人函館市住宅都市施設公社行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、その能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

2 内容

目標1 職員の所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定する。

(対策) 令和3年5月～

自己の業務の見直しや改善を促し、効率的な業務遂行に務めさせる。

水曜日をノー残業デーに設定する。

目標2 年次有給休暇の取得率を一人あたり50%以上とする。

(対策) 令和3年5月～

年1回、夏季休暇等と年次休暇を組み合わせた1週間程度の長期休暇の取得を推進する。

目標3 育児・介護休業法及び子育て支援に係る制度の利用促進に向けての周知・徹底を図る。

(対策) 令和3年5月～

育児休暇・介護休暇の周知と徹底と利用促進を図る。